

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年4月17日	
【会社名】	株式会社パルマ	
【英訳名】	Palma Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高野 茂久	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番11号	
【電話番号】	(03) 5501-0358 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 卓也	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番11号	
【電話番号】	(03) 5501-0358 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 卓也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	586,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160,000株	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 上記発行数は、平成30年4月17日(火)開催の取締役会により決議された第三者割当による新株式発行(以下、「本第三者割当」といいます。)に係る募集株式数160,000株であります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	160,000株	586,400,000	293,200,000
一般募集			
計(総発行株式)	160,000株	586,400,000	293,200,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、293,200,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,665	1,832.5	100株	平成30年5月7日(月)	-	平成30年5月7日(月)

(注) 1 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社パルマ 管理部	東京都千代田区永田町二丁目4番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ゆうちょ銀行 赤坂店	東京都港区八丁目4番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
586,400,000	3,000,000	583,400,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用及び上場手数料等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、わが国において「トランクルーム」、「貸倉庫」等と呼ばれる個人向けレンタル収納スペース「セルフストレージ」を運営する事業者および投資家に対して、セルフストレージ事業の運営に必要な受付、審査、集金、清掃といった管理業務のアウトソーシングから、セルフストレージ施設の物件開発及びプロパティマネジメントまで、セルフストレージ事業に必要な業務をワンストップで提供しております。

当社の主力業務であるセルフストレージ事業者向けのアウトソーシング業務は、セルフストレージ事業を運営していく上で必要となる賃料の集金代行を滞納保証とセットすることによりセルフストレージ事業者の業務負担を大幅に削減することが可能となります。また、セルフストレージ利用者にとりましても、セルフストレージを借りる際に、これまでは必要であった敷金や保証人の依頼といった煩わしい手続きが当社のサービスを利用することによって不要となったことで、これらの当社サービスは、セルフストレージ業界で広く普及しております。

わが国のセルフストレージマーケットは、トランクルーム仕様に改良したコンテナを借地に設置して利用するコンテナ型が主流であります。海外においては、既存のオフィスビル等をコンバージョンして、セルフストレージに変更する場合や、新規に土地から取得し、セルフストレージ専用の施設を建築して利用するビル型のセルフストレージが主流となっております。また、海外の不動産投資マーケットにおいて、セルフストレージは賃料単位が小口で分散されており、比較的長期に利用されるため、安定した不動産投資セクターであると評価されております。特に米国においては、セルフストレージへの投資は最も投資パフォーマンスの良い不動産セクターの一つであるとされ、本事業専用施設のみを対象にしたREITが上場されております。近年わが国においても、海外の機関投資家からビル型のセルフストレージへの不動産投資のニーズが高まっており、当社は平成27年の東京証券取引所マザーズへの上場を機に、このような機関投資家の需要に応えるために、自社でセルフストレージを開発するための用地を仕入れ、企画・建築し、投資家または事業者へセルフストレージを販売する業務を開始しました。

今後、わが国のセルフストレージマーケットにおいても、認知度の向上による利用者の増加、および機関投資家等の資金流入が継続的に増加することによって、有望な不動産投資セクターとして成長発展していくものと展望しており、ビル型セルフストレージ施設の開発・販売事業が加速していく予定です。また、このセルフストレージの開発・販売事業の拡大により、当社の主力事業でストックビジネスであるセルフストレージ運営のアウトソーシング業務の成長をさらに加速させていくことが可能になります。

上記の手取概算額583,400,000円については、機関投資家や一般投資家等の高まるセルフストレージへの投資ニーズに応え、当社事業を拡大するため、セルフストレージ物件開発の用地の取得代金、建築代金及び諸費用に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
セルフストレージ用地の取得代金	200	平成30年5月～9月
セルフストレージ建築代金及び諸経費	383	平成30年5月～9月

(注) 具体的な支出実行時期が到来するまでは、当社の銀行口座にて管理する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成30年4月17日付で、当社の親会社である株式会社ディア・ライフ（以下「ディア・ライフ」といいます。）と、本第三者割当の割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社との間で、ディア・ライフが保有する当社普通株式の一部である160,000株を日本郵政キャピタル株式会社へ市場外の相対取引により譲渡することが合意されたことから、以下のとおり当社株式の売出しを行います。

なお、当該売出しが実行された場合、日本郵政キャピタル株式会社が保有することとなる当社株式の数は、本第三者割当により割り当てられる160,000株と合計して320,000株となり、当社の平成30年4月17日現在の発行済株式総数1,374,000株に本第三者割当により増加する160,000株を加えた1,534,000株の20.86%（小数点以下第三位四捨五入。以下発行済株式総数に対する割合の計算において同じです。）にあたります。

(1) 売出しの概要

売出株式の種類及び数	当社普通株式 160,000株
売出価格	1株につき3,665円 本第三者割当と同様の価格となっております。
売出価額の総額	総額586,400,000円
売出株式の所有者及び売出株式数	株式会社ディア・ライフ 160,000株
売出方法	株式会社ディア・ライフによる日本郵政キャピタル株式会社に対する当社普通株式の譲渡
申込期間	平成30年5月7日
受渡期間	平成30年5月7日
申込証拠金	該当事項はありません
その他	本件売出しについては、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(2) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

名称	日本郵政キャピタル株式会社	
所在地	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
代表者	代表取締役社長 千田 哲也	
事業内容	投資業務	
資本金	1,500百万円	
設立年月	平成29年11月	
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	名称	日本郵政キャピタル株式会社
	本店所在地	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 千田 哲也
	資本金	1,500百万円
	事業内容	投資業務
	主たる出資者及び出資比率	日本郵政株式会社 100%
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日（平成30年4月17日）現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、セルフストレージ事業者及び投資家に対して、セルフストレージ施設の開発・販売からプロパティマネジメント及びアウトソーシングまで、セルフストレージに関するあらゆる業務をワンストップで提供してまいりました。当社は多くのセルフストレージ事業者に当社サービスを提供してまいりましたが、当社がさらなる成長を図るためには、業界全体の成長発展が不可欠です。そのために、既存のセルフストレージ業界内での内部成長だけでなく、業界外からの新規参入者を促進するために、当社が開発したセルフストレージ物件を機関投資家等へ販売し、マーケットの拡大を図ってまいりました。

しかしながら、今後の当社の事業拡大のためには、当社の自己資金でセルフストレージ用地を取得し、施設を企画・建築して販売するといったデベロッパー事業だけでなく、土地オーナーが所有する土地にセルフストレージ施設を建築してその土地の有効活用をしていただく、といった事業展開が次のステージでは必要になってくると認識しておりました。また、引越しやお子様の誕生・入学・卒業、シニア施設入居時の荷物の収納、またご実家を引き継がれる際の荷物整理等、暮らしの各シーン及びステージにおいて、セルフストレージの認知度向上、及び利用促進を図りたいと考えておりました。さらに、ネット販売事業にセルフストレージ施設を利用する個人及び法人が増える中、商品の配送等について、配送業者との連携など利便性の向上を図りたいと考えておりました。

本第三者割当予定先となる日本郵政キャピタル株式会社の属する日本郵政グループは、前述の課題を解決する機能を持っている企業グループであります。全国約24,000局の郵便局ネットワークを通じ郵便・貯金・保険の三事業を中心とした様々な商品・サービスを提供すると共に、保有する不動産を活用した不動産開発事業などを運営しており、トータル生活サポート企業として地域のお客さまの生活のサポートを実施しております。この日本郵政グループのブランド力や機能・ネットワーク等を活用して、セルフストレージ施設の開発と市場開拓の両面で当社の成長促進を図ることを念頭に、日本郵政グループに対して提携等の可能性について打診し、同グループとの業務提携の推進を前提として、日本郵政キャピタル株式会社と本第三者割当についての協議・交渉を行い、セルフストレージ事業の拡大を図るための長期的かつ戦略的パートナーとして同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、日本郵政キャピタル株式会社が長期的かつ戦略的パートナーとして、当社株式の一定のシェアを確保するために必要な株式数を取得した場合、第三者割当増資のみでは既存株主に対する希薄化の影響もあるため、現在の親会社である株式会社ディア・ライフが保有する当社株式の譲渡を合わせることで希薄化の影響を最小限にとどめる予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 160,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社との協議において、同社の株式保有方針が事業投資であり継続保有方針であることを確認しております。また、当社は割当予定先から、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社において、当社株式の引受に要する資金の調達が確実に実施されることを日本郵政キャピタル株式会社と日本郵政株式会社との間で締結された極度貸付契約書で確認しております。したがって、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社の親会社である日本郵政株式会社は、東京証券取引所市場第1部にその株式を上場しており、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を表明しており、日本郵政グループの各社と、そこに働く一人ひとりの基本的な行動規範を示す「日本郵政グループ行動憲章」において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めており、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けて取り組んでおります。当社は、日経テレコン及びWEB検索による照合の結果、割当予定先である法人の名称、割当予定先の役員並びに株主が反社会的勢力と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当の発行価格は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(3,665円)と同額といたしました。なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1カ月間の終値平均3,674円に対するディスカウントは0.24%、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均3,260円に対するプレミアムは12.42%、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均2,962円に対するプレミアムは23.73%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は特に有利な金額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員より、株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にし、本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を頂いております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当は、平成30年4月17日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,374,000株に対する割合は11.64%、割当予定先へ新たに付与する議決権1,600個の総議決権数13,736個に対する割合は11.65%となり、既存株主に対して一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社にとって割当予定先との関係強化を伴うものであることから、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社ディア・ライフ	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	824,600	61.14	664,600	43.34
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	-	-	320,000	20.87
UBS AG SINGAPORE (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 1 CH-405 1 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	65,200	4.83	65,200	4.25
高野 茂久	東京都墨田区	42,300	3.14	42,300	2.76
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	39,000	2.89	39,000	2.54
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	37,200	2.76	37,200	2.43
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	28,500	2.11	28,500	1.86
松井 亮介	東京都目黒区	14,600	1.08	14,600	0.95
青木 寛	神奈川県横浜市港北区	12,500	0.93	12,500	0.82
上村 卓也	東京都港区	12,300	0.91	12,300	0.80
阿部 幸広	東京都新宿区	11,200	0.83	11,200	0.73
計	-	1,087,400	80.62	1,247,400	81.34

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当により割当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。なお、割当後の総議決権数は、平成30年4月17日現在の総議決権数に、本第三者割当により増加する議決権数1,600個を加えた15,336個であります。

3 本第三者割当の払込期日と同日付で、割当予定先は株式会社ディア・ライフから相対取引により当社普通株式を160,000株取得する予定です。その結果、割当予定先の所有株式数は320,000株、総議決権数に対する所有議決権数の割合は20.87%となる見込みです。上表は、株式会社ディア・ライフからの株式取得が実行されることを前提にしております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成30年4月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年4月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年4月17日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

（平成29年12月20日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年12月20日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

高野茂久、上村卓也、鈴木秀長、阿部幸広及び榎和志を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 取締役5名選任の件	9,663	379	-	（注）1	可決 71.64

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成30年4月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成30年4月17日開催の当社取締役会において決議いたしました、日本郵政キャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関し、平成30年5月7日に払込手続きが完了する予定です。また、本第三者割当の払込日と同日付で、日本郵政キャピタル株式会社は、当社の親会社である株式会社ディア・ライフから当社株式を取得する予定です。これに伴い、当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1 親会社の異動

- (1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容
(親会社でなくなるもの)

名称	株式会社ディア・ライフ
住所	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 阿部 幸広
資本金の額	1,667,696千円（平成29年9月30日現在）
事業の内容	不動産の開発・企画、収益不動産の投資・運用、不動産仲介等の不動産に関連したサービスを提供するソリューション業務及び不動産業者への販売支援職種や事務系職種をメインとした人材派遣・紹介事業

- (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	8,246個	61.14%
異動後	6,646個	43.34%

- (注) 1 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年9月30日現在の総議決権数（13,488個）に基づき計算しています。
- 2 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成30年4月17日現在の総議決権数に、本第三者割当に伴い増加する議決権の数（1,600個）を加えた議決権の数（15,336個）に基づき計算しています。
- 3 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

- (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成30年4月17日開催の当社取締役会において、日本郵政キャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議し、同日、当社親会社である株式会社ディア・ライフ（以下「ディア・ライフ」といいます。）は、日本郵政キャピタル株式会社との間で、ディア・ライフが保有する当社普通株式の一部を日本郵政キャピタル株式会社へ市場外の相対取引により譲渡することを合意いたしました。

この結果、本第三者割当の払込日及び上記相対取引による譲渡の受渡日である平成30年5月7日付で、当社の総株主等の議決権に対するディア・ライフの所有割合が43.34%となり、同社が当社の親会社に該当しなくなるためであります。

異動の年月日

平成30年5月7日

2 主要株主の異動

- (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 日本郵政キャピタル株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0%
異動後	3,200個	20.87%

- (注) 1 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年9月30日現在の総議決権数(13,488個)に基づき計算しています。
- 2 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成30年4月17日現在の総議決権数に、本第三者割当に伴い増加する議決権の数(1,600個)を加えた議決権の数(15,336個)に基づき計算しています。
- 3 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の年月日

平成30年5月7日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 285,709千円

発行済株式総数 普通株式 1,374,000株

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第50期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書の提出日(平成29年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年4月17日)までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

平成29年12月20日現在の資本金(千円)	増加額(千円)	平成30年4月17日現在の資本金(千円)
282,609	3,100	285,709

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第50期	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第51期第1四半期	自 平成29年10月1日 至 平成30年12月31日	平成30年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社パルマ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パルマの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社パルマ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第51期事業年度の第1四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パルマの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。